

ご存知ですか！



宅地内の給水管及びメーター器、止水栓等の給水装置は、使用者(所有者)自らが責任を持って維持管理をし、これら維持管理不足による破損等の場合には使用者(所有者)が修繕すること等、只見町水道条例で決められています。 (只見町水道条例第6条、同19条、同22条、同施工規則第1条)

この修理(軽微なものを除く)は、只見町から指定を受け、専門の資格試験に合格した技術者と機械器具を備えた事業者でなければ行う事ができません。(只見町水道条例第7条、水道法施工規則第13条(軽微な修理))

町内の指定給水装置工事事業者は下記のとおりです。

漏水修理等のお申し込みは、直接各事業者までご連絡下さい。

【町内指定給水装置工事事業者一覧表】 ※ どの地区の事業者に依頼しても構いません。

地区	業者名	電話	地区	業者名	電話
只見地区	丸 平	82-2145	朝日地区	栗木金物	84-2035
	共 栄	82-3372		設備屋ライフ・ワン	84-2516
	メグロデンキ	82-2233		ヤマイシ	84-2573
				朝日建設	84-2311
明和地区	堀水道	86-2760			
	梁取工務店	86-2861			
	吉野建設	86-2116			
	平山建設	86-2114			
	鶴巻設備工業	86-2324			

漏水等でお困りの際は
お電話ください。私たち
指定業者が責任を持って
対応します。



◎ 水道のメーター器や給水管、止水栓の点検は日頃からこまめに実施しましょう。

只見町は豪雪地域です。特に冬期間の漏水対策は万全をお願いします。

(漏水は処置が遅れると料金の加算に直結します。)